

四季の歌

心映の投句

俳句・短歌教室の詠歌紹介

二分咲きの梅の鉢抱き寒風に夫は程よき陽だまり探す
賜りし傘寿祝の万年筆を手に取りて越し方想う
赤き実を鳥を誘うか庭角の千両南天玉いろさわむ
流水の季いたりけり鶴もまた列島春のあし音せまる
幼き日夢中で読みし物語バグダットには夢なかりしや
この冬の気温の変化にたえられずベットの過ごす贅沢な時間
「ひいばあ」となかなか言へぬ曾孫をかこみてにぎわう追憶の夜を
しるがねに福智の峯のかがやきぬ麓の巖にもあまねく陽の差し

村上 美幸
福田キヨ子
越智 早苗
三村 和子
高村 三也
白石 信子
桑野 昭子
福田 昌

赤池隣保館句会

池田一步選

雀らも春一番にのりて来し
幸せを氣付かせてくれ梅開く
春の雪樂しみながらポストまで
守り継ぎし古墳の森や轉れる
蹲踞の木の葉を抱いて凍て、をり
堂々と白寿の春を賜ふ母
春光の一すじ差して松の艶
もの芽の色に膨れる雨滴かな
軒の下一塊なして名残り雪
節分会ケアの職員鬼となり

吉田 弘
千手 弘子
大久保幸子
小場 妙子
熊谷カツミ
芳野もと子
石井 恵子
水上 翠人
米原ふさ枝
池田 駒女

福智町金田公民館俳句教室

岩井鬼童選

温泉疲れといふ贅沢の女正月
四温晴句帳に遊ぶボールペン
新調のネクタイ締めて初仕事
一献を供へ夫への御慶とす
砕け散る終の叫びや寒の滝
盛り塩の鬼門を守る実万両
初基会父の形見に袖通す
登龍門高みを目指し去年今年
台本なき我が人生も寒に入る
背を丸く行き交ふ人の息白し

建部三由紀
長副美恵子
岩井ひさ幸
松岡 蒿枝
西田 真美
今井三千代
安田 健一
桂 啓子
小野 美幸
山本 空木

方城句会

池田一步選

紺青の空悠然と風泳ぐ
池の面の光の波紋や春兆す
控へめに花を点して冬桜
病膳に若布一品心足る
紛れなく山芍薬の芽立ちかな
旅の野に見落しさうな三角草
年女追憶の豆の掌にあふれ
後れ毛のうなじの白し冬の月

渡邊 一枝
尾崎 和子
木村 誠一
倉石嘉代子
白石 凡子
杉 フジエ
長尾 冴子
藤井耿之介

福智の風

▶「図書館・歴史資料館」に
どんな期待を寄せますか。
町では「文化とまちづくり」を
担う拠点づくりを進めていま
すが、その中でみなさんに
ご意見をいただく機会を多
数計画中です。その第1弾
が「公開プレゼンテーション」
(裏表紙)。たくさんのご参加
をお待ちしています。(相原)

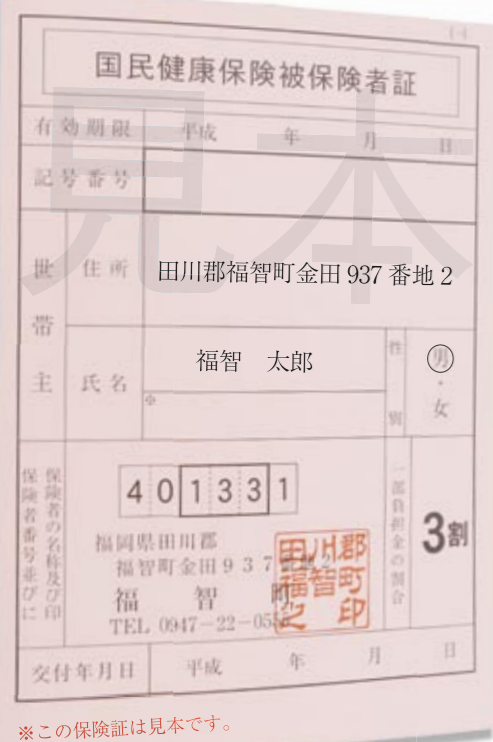
▶巻頭の防災特集を担当し
ました。資料やデータを収集
するにつれ、各震災や福岡
西方沖地震などを思い出しま
した。東日本大震災前に知り
合った宮城県のある人は無
事だったかどうか、今でも
気がかりです。それと同時に、
文章を書きながら自分の防災
意識と対策の低さを実感。ま
ずは自分の身の回りから整え
ていこうと思います。(荒牧)



狭道もらくらくオート三輪
提供者●香月 久生さん
撮影日●不明

車と言えば四輪が主流ですが、
50年ほど前は「オート三輪」が町
に溢れていました。経済や技術
の発展とともに姿を消した
が、道路が狭く悪路が多かった
当時の日本を牽引した車です。

昔の写真を探しています！
岡 総務課広報・広聴係
☎22-0555



※この保険証は見本です。

現

在、加入者がお持ちの国民健康保険証(薄緑色)の有効期限は平成27年3月31日です。新しい保険証(桃色)は、3月末までに簡易書留にて郵送します。不在やあて先不明などで保険証がお手元に届かず、役場に保管されている場合がありますので、ご不明な場合は住民課保険係までご連絡ください。

国民健康保険税を 年金から天引きしています

国民健康保険に加入する65〜74歳の人を対象に、国民健康保険税(以下国保税)を年金から天引きしています。特別徴収(年金天引き)の対象者は次の①〜③に該当する人です。
①世帯の国民健康保険加入者全員が65〜74歳の場合(世帯主が国民健康保険に加入している人)

こんなときは
2週間以内に
届け出を。



退職などで

加入していた健康保険がなくなった場合は、加入していた健康保険の喪失日が分かる書類、印鑑、本人確認書類が必要です。

就職などで

新たに健康保険証ができた場合は、新しい健康保険証、それまで加入していた国民健康保険証、印鑑をご持参ください。



世帯の変更

転居などで国民健康保険加入の世帯が変更した場合は、国民健康保険証、印鑑をお持ちになり、届け出をお願いします。



複数必要な時

学生や施設入所などで保険証が複数必要なときは、届け出により別に交付されます。保険証、在学(入所)証明書、印鑑が必要。



※必要書類以外に、委任状などが必要になる場合もあります。ご不明な場合は住民課保険係までご連絡ください。

②すでに介護保険料が年金から天引きされている65歳以上の人(年額18万円以上の年金受給者)

③国保税と介護保険料の1回当たりの合算額が、年金額の2分の1を超えない人

※①〜③に該当する人は「特別徴収(年金から天引き)」の対象ですが、本人の希望によって、口座振替での納付が選択できます。ただし、口座振替への変更

更後に、国保税の引き落としができない状態が続く場合は、年金からの天引きに戻すことができます。

国保税の適正な算出のため 所得の申告は忘れなく

平成27年度の国保税は、国民健康保険世帯主および国民健康保険加入者の前年中の「総所得金額等」(平成26

年1月1日〜12月31日)から計算し、7月に賦課(割り当て)を行います。もし、世帯員の中に一人でも未申告の人がいた場合、「本来軽減されるはずの国保税が軽減されない」「医療費が高額になった時の自己負担限度額が高くなる」などの不利益が発生する場合があります。まだ申告していない人や所得がないという人も、所得の申告を忘れないようにご注意ください。

国民健康保険 にご加入のかたへ

保険証の有効期限は 「3月31日」までです

保険証の切り替え時期になりました。3月末までに桃色の新しい保険証を郵送します。今回は国保税の年金天引きや申告のお願いなどについてお知らせします。